

鶴見区西部



地域包括支援センター

せいぶ耳寄り情報 Vol.86

■ストップ！高齢者を狙う消費者トラブル

こんな手口に気を付けて

- 暮らしのレスキューサービス
(水回り修理、安心価格と言いつつ結局高額に)



- 不用品買取の電話勧誘・訪問購入
(突然訪問してきた買取事業者に貴金属等の売却を迫られる)



- 海産物等の電話勧誘・送り付け
(一方的に商品が届く)
- 点検商法
(屋根や床下の無料点検から、このままでは家が壊れると不安をあおって必要のない工事、高額な工事の契約を結ばせる)

被害にあわないために

- ①いらない時は、キッパリ「いりません」と断わる。
- ②うますぎる話しさは疑ってかかる。
- ③相手の親切な態度に惑わされない。
- ④個人情報は教えない。
- ⑤その場で契約せず誰かに相談する。
- ⑥「おかしいな？」と思ったらすぐに消費者センターへ相談(☎06-6914-0999)



お断りします

契約をしてしまったら「クーリング・オフ」で契約解除！

訪問販売や電話勧誘販売の場合、契約書面を受け取った日から
8日間以内(マルチ商法、業務提供誘引販売取引は20日間)であれば
無条件で契約を解除できます。※ただし通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。

契約書面が交付されていない、契約書面に不備がある、
クーリング・オフはできないと嘘をつかれた場合など、
上記期間を過ぎてもクーリング・オフができる場合があります。
クーリング・オフができるかどうか、書面の書き方や
手続きなど、ご不明な点は**消費者センターへご相談下さい。**



家族や地域での「見守り力向上」のために大事なこと

①見守り・気づき

いつもに比べて元気がない。新しい段ボールがある。

見慣れない人がよく出入りしている。

みんなで協力して、被害を「未然に防止」「早期発見」「拡大防止」しましょう！

②声かけ・確認

「お元気ですか？変わったことはありませんか？」「新しく買われたんですか？」

「このような被害が多いと聞いていますが似たようなことはありませんでしたか？」

③関係者につなぐ

問い合わせずに「一緒に考えてみましょう」「相談してみましょう」

特に注意が必要な方

●高齢者…一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯は特に注意を！



●判断能力が低下した方…65歳以上の高齢者の4人に1人は認知症または疑いあり(※)

●過去に被害にあった方…個人情報が流出している可能性あり。被害の回復をうたう
二次被害に注意！

(※)厚労省(新オレンジプラン)より

困ったときは、すぐに相談しましょう！

大阪市消費者センター ☎ 06-6614-0999(月～土 10時～17時)

消費者ホットライン 「188」(局番なし)でもつながります